

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

○地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

正する規則

告 示

(共同)

一

○有害図書類の指定

(共同参画社会推進課)

一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(障害福祉課)

二

○知事指定薬物の指定

道路の区域変更

(業務課)

二

○道路の供用開始(二件)

都市計画事業の事業計画変更の認可(三件)

(道路課)

二

○落札者の決定

落札者の決定

(環境対策課)

四

○落札者の決定

落札者の決定

(契約課)

五

○教育委員会定例会の開催

教育委員会

(選挙管理委員会)

五

○証票の無効(二件)

証票の無効(二件)

(公安委員会)

五

○警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費

六

## 規 則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表教育委員会の項中「附則第四条第一項」を「附則第五条第一項」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十一号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則(平成十二年宮城県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

本則の表本局の項中「水道経営管理専門監」を「水道事業推進専門監」に改める。

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附 則

附 則

○宮城県告示第百三十四号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和六年三月八日

宮城県告示第百三十四号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和六年三月八日

告示

告示

一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	無敵恋愛S*girl DX 2024 3 0857713	株式会社ぶんか社
二	雑誌	恋愛宣言PINKY 4月号 2024 08877104	株式会社秋水社
三	書籍	芸能アイドル特ダネお宝級SEXYな瞬間SP ISBN9781418671419 231	株式会社ブレインハウス
四	書籍	2 人気芸能美女衝撃ハプニング&名場面完全解禁 ISBN9781418671419 241	株式会社ブレインハウス
五	書籍	9 芸能お宝最新特報BUZOOOON!!! vol.16 ISBN9781418921217 241	株式会社インテルフィン
六	雑誌	3 実話BUNKA超タブー2024 3月号 05159103	株式会社コアマガジン
七	雑誌	いよいよ日本破滅の始まり!明日からもう食えない!悲惨な極貧社会 53456140	株式会社コアマガジン

二 指定理由

図書類の内容が、一から三の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、四から七の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和六年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一二二〇〇六四	ココ・サポ大河原 柴田郡大河原町字町一七一	就労移行支援、 就労継続支援B型	エーシーイー株式会社	令和六年二月二十九日

○宮城県告示第百三十六号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

1 化学名（ハR）1-N1メチル-N1（プロパン-2-イル）1-61メチル-9、11-ジヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名：M1PLA、M1PLA、N1Methyl-N1isopropyl lysergamide）

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

令和六年三月八日

○宮城県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年三月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市大谷川浜苗代目一八番一地先から 同市大谷川浜小積道山一番五地先まで	後	七・四 三七・〇	一四〇・三	
石巻市小積浜大鳥屋山国有林五三二林班る 一小班地先から	前	七・九 六五・六	八〇六・〇	
同市小積浜字谷川道無番地先から	後	八・九 六五・六	八〇六・〇	

○宮城県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年三月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	石巻市大谷川浜苗代目二六番地先から 同市大谷川浜苗代目六番二地先まで 石巻市小積浜字大木戸無番地先から 同市小積浜字谷川道三番一〇地先まで	令和六年 三月八日

○宮城県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年三月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

県道	河南鳴瀬線	東松島市大塩字中沢二六一番一地先から 同市高松字西風一六〇番一地先まで	令和六年 三月八日
----	-------	--	--------------

○宮城県告示第百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大崎市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画下水道事業

2 名称

大崎市公共下水道

三 事業施行期間

「昭和四十七年三月三十日から令和六年三月三十一日まで」を「昭和四十七年三月三十日から令和十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

昭和四十七年三月十日宮城県告示第百八十三号、昭和四十九年三月十九日宮城県告示第百九十七号、昭和五十五年五月二日宮城県告示第四百四十八号、昭和六十一年十一月二十八日宮城県告示第千三百五十八号、平成元年七月四日宮城県告示第九百二十七号、平成三年四月二十六日宮城県告示第五百四十五号、平成八年六月二十一日宮城県告示第八百号、平成九年二月七日宮城県告示第百三十九号、平成十年一月九日宮城県告示第十七号、平成十一年三月三十日宮城県告示第三百九十二号、平成十二年十一月七日宮城県告示第千三百三十四号、平成十二年十一月二十八日宮城県告示第千二百二号、平成十六年二月二十七日宮城県告示第二百二十号、平成十六年三月十二日宮城県告示第三百十六号、平成二十一年三月二十四日宮城県告示第二百五十六号、平成二十二年三月二十四日宮城県告示第二百五十七号、平成二十五年七月五日宮城県告示第六百四十三号、

平成三十年十一月十三日宮城県告示第千一號、令和三年三月三十日宮城県告示第百八十三號の事業地に、大崎市古川字城西、古川字竹ノ内、古川字青塚、古川大幡字月蔵、古川大幡字原田、古川大幡字江向、古川大幡字谷地田、古川大幡字道下東、古川中里字江添、古川藁口沼字分田、古川楡木字上谷地、古川馬寄字南田及び古川稲葉二丁目の一部を加え、古川稲葉字大江向、古川若葉町二丁目、古川駅南三丁目、古川小稲葉町、古川城西一丁目、古川西館三丁目、古川中里五丁目、古川中里六丁目、古川米倉字中田、古川旭二丁目、古川旭四丁目、古川穂波一丁目、古川穂波八丁目、古川北稲葉一丁目、古川北稲葉二丁目及び古川北稲葉三丁目地内において事業地を変更する。

○宮城県告示第百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大崎市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画下水道事業

2 名称

大崎市特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間

「平成六年一月十四日から令和六年三月三十一日まで」を「平成六年一月十四日から令和十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

名取市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

名取市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 令和六年度公共用水域水質分析等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部環境対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年二月二十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 公益財団法人宮城県公害衛生検査センター 仙台市青葉区落合二丁目十五番二十四号

五 落札金額 四千四百五十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年一月十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
令和六年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る印刷物又は役務の名称及び数量 みやぎ県政だより 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和六年二月十九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 仙台印刷工業団地協同組合 仙台市若林区六丁の目西町一番四十三号
- 五 落札金額 一億二千五百五十一万九千七百五十七円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和六年一月九日

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和六年三月八日

宮城県教育委員会

教育長 佐 藤 靖 彦

一日 時 令和六年三月十四日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 教育功績者表彰について

第三号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

第四号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

第五号議案 職員の退職手当について

第六号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第七号議案 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の人事について

第八号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について  
四 傍聴者の定員 十二人

五 傍聴手続

- 1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。
- 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。
- 六 問い合わせ先 仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一）

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票は、令和六年二月二十日以降無効とする。  
令和六年三月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

記

証票番号 ㊦ 第三号の〇七九

証票番号 ㊧ 第三号の〇七八

○宮選管告示第二十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票は、令和六年二月二十日以降無効とする。  
令和六年三月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

記

証 票 番 号

㊦ 第三号の〇一九

証 票 番 号

㊦ 第三号S〇一八

### 公 安 委 員 会

○宮城県公安委員会告示第28号

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費を次のように定め、令和6年4月1日から施行する。

なお、これに伴い、令和2年宮城県公安委員会告示第8号は廃止する。

令和6年3月8日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は一食44円（消費税を含む。）までとする。ただし、疾病その他特別の事由があるときは、警察本部長は一食56円（消費税を含む。）まで増額することができる。